准看護師養成所 自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()

修業年限:()年

法 ···保健師助産師看護師法

施 行 令…保健師助産師看護師法施行令

指定規則···保健師助産師看護師学校養成所指定規則

指導要領…岐阜県看護師等養成所の運営に関する指導要領(令和3年4月1日改正)

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(令和5年4月1日作成)

1.			判定	確認		
学生に	関する事項 					
(1)	入所資格を有しない者を入所させていないか。		適・否・該当なし	•学則		
	〇学校教育法第57条に該当する者か。(指定規則第5条) 		•募集要			
(2)	入学資格の確認は、以下の書類のうちいずれかを提出させ確実に行っているか。	適・否・該当なし	•各種規			
	(指導要領第4-1(1)ウ(ア)(イ)(ウ))					
	・中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、もしくは中等教育学校前期課程		・学生か			
	又は修了見込証明書		提出さ			
	・その他学校教育法第57条に該当することを証明する書類			書類		
(3)	入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に	適・否・該当なし				
(4)	准看護師としての能力や適性に関わりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、	適・否・該当なし				
	によって入学制限をしていないか。(指導要領第4-2(2))					
(5)	他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか。(指導野	要領第4-2(3))	適・否・該当なし			
(6)	入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)を提出させていないか	ゝ。(指導要領第4-2(4)) 	適・否・該当なし			
(7)	学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。(指導要領第4-3(1))		適・否・該当なし			
(8)	欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者の卒業を認めていないか。(指導要領域を表現の1/3を超える者の卒業を認めていないか。)		適・否・該当なし			
(9)	特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又1 しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをしていないか。	まこれになろうとずる者か、特定の医療機関に勤務	適・否・該当なし			
(10)	奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報提供	適・否・該当なし				
	いるか。(指導要領第4-4(2))					
(11)	医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反す	る業務を行わないように指導して	適・否・該当なし			
	いるか。(指導要領第4-4(3))					
施設設	備等に関する事項					
(1)	指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①~③の全てを満たすこと)	適・否・該当なし	•申請時			
	①普通教室(同時に行う授業の数に応じ、必要な数が専用であること。(指定規則)	第5条第6号)	適・否・該当なし	平面図		
	②実習室は専用であるか。(指定規則第5条第7号)		適・否・該当なし	•校舎各		
	(以下の全てを満たすこと)			一覧表		
	ア 専門分野の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実	適・否・該当なし				
	(指導要領第7-6(1))					
	イ 学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上であること。(指導要領	適・否・該当なし				
	ウ 手術用手洗設備、給湯・給水設備等を有すること。(指導要領第7-6(2))	** 				
	エ 校内実習に要する機械器具を格納する場所を有すること。(指導要領第7-6(2)) 機械器具、模型等が故障や破損した場合は 適宜更新すること。					
	③図書室はあるか。(指定規則第5条第7号)	図書は定期的に更新されて	こいることが必要な			
(2)	以下の教育上必要な機械器具、模型及び図書を有するか。(指導要領第7-7(1)、別	川表10) ので注意すること。	<i>).</i>	•備品類		
				目録		
	品目	数量		・図書目		
	ベッド					
	成人用ベッド(高さや傾きが調節可能なものを含む)	学生4人に1	適・否・該当なし			
	小児用ベッド	適当数	適・否・該当なし			
	新生児用ベッド	適当数	適・否・該当なし			
	床頭台	適・否・該当なし				
	オーバーベッドテーブル	適・否・該当なし				
	患者用移送車(ストレッチャー)	1	適・否・該当なし			
	実習用モデル人形					
	看護実習モデル人形	2	適・否・該当なし			
			i	1		

教急蘇生人形	適当数	 適・否・該当なし
	適当数	適・否・該当なし
吸引訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
	過当数 適当数 適当数	
	過日数 	適・否・該当なし
	<u>12</u> = 30	適・否・該当なし
		適・否・該当なし
静脈採血注射モデル	適当数	適・否・該当なし
看護用具等	** M. ***	** ** *******************************
	適当数	適・否・該当なし
清拭用具一式 	適当数 	適・否・該当なし
│	 	適・否・該当なし
		適・否・該当なし
ロ腔ケア用具一式 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	適当数	適・否・該当なし
電法用具一式	適当数	適・否・該当なし
処置用具等 	*英 \// ***	** ** *******************************
診察用具一式	適当数	適・否・該当なし
計測器一式	適当数	適・否・該当なし
救急処置用器材一式(人工呼吸器除く。)	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	適・否・該当なし
注射用具一式	適当数	適・否・該当なし
経管栄養用具一式 	適当数	適・否・該当なし
浣腸用具一式	適当数	適・否・該当なし
洗浄用具一式 	適当数	適・否・該当なし
処置台又はワゴン	2	適・否・該当なし
酸素吸入装置及び酸素ボンベ 	*	適・否・該当なし
吸入器	*	適・否・該当なし
吸引装置又は吸引器 	*	適・否・該当なし
輸液ポンプ	*	適・否・該当なし
機能訓練用具		
車椅子 	適当数	適・否・該当なし
步行補助具 ————————————————————————————————————	*	適・否・該当なし
自助具(各種)	適当数	適・否・該当なし
リネン類(各種)	適当数	適・否・該当なし
模型 ————————————————————————————————————		適・否・該当なし
人体解剖 ————————————————————————————————————	1	適・否・該当なし
人体骨格	1	適・否・該当なし
血液循環系統	1	適・否・該当なし
頭骨分解	1	適・否・該当なし
呼吸器	1	適・否・該当なし
消化器	1	適・否・該当なし
筋肉	1	適・否・該当なし
妊娠子宮	1	適・否・該当なし
胎児発育順序	1	適・否・該当なし
視聴覚教材		
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数	適・否・該当なし
教材用DVD等	適当数	適・否・該当なし
プロジェクター	適当数	適・否・該当なし
ワイヤレスマイク	*	適・否・該当なし
その他		
パーソナルコンピューター	*	適・否・該当なし
複写機、プリンター	適当数	適・否・該当なし
図書		
基礎分野に関する図書	500冊以上	適・否・該当なし
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1000冊以上	適・否・該当なし
学術雑誌	10種類以上	適・否・該当なし
考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習	<u> </u>	-

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

(4)	同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下であるか。(指定規則第5条第5 号 指導要領第7-2(1))	適	· 否	・該当な	_
(5)	看護師養成所と准看護師養成所とを併設し、同一の教室を共用とする場合 原則として1クラスの学生数が40名を1人でも超過した場		否	・該当な	
	会、 教室が他に設けられているか。(指導要領第7-2(2)) 2クラス設けて授業を実施すること。				
(6)	図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格約 1、1学年の定員が80名 → 2クラスで実施		· 否	・該当な	
	(指導要領第7-2(3)) 2、1学年の定員80名のところ、入学者が超過してしま				
(7)	い90名になった。→ 3クラスで実施 2以上の養成所若しくは課程を併設し、実習室を共有する場合、以下の条件		· 否	・該当な	
	(指導要領第7-2(5))				
	〇設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障が生じていないこと。				
	○学生の自己学習のための場の確保について、運営上、十分に配慮されていること。				
(8)	以下、設置が望ましい施設について設置しているか(指導要領第7-2(7))	適	· 否	・該当な	
	O×をつける				
	視聴覚教室 演習室 情報処理室 学校長室 教員室 事務室 応接室 研究室				
	教材室 面接室 会議室 休養室 印刷室 更衣室、 倉庫、 講堂				
(9)		演		・該当な!	_
, ,		+			
(10)		適	- 台	・該当な	
/4.4	まりを持たせているか。(指導要領第7-2(9))	٠,		: <u>=</u> + ₩ # :	
, ,	総定員を考慮し教育環境を整備しているか。(指導要領第7-2(9))		· 台	・該当な(-
	に関する事項 教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等 を適切に保管すること。)	_		
(1)	教員および専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たしていること) (おつせ思想な5名な1月)		否	・該当な!	・教員一覧
	(指定規則第5条第4号) ————————————————————————————————————				•履歴書
	①教員は指定規則別表第四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は	適	• 否	・該当な	・免許証又
	看護師の資格を有する専任教員としている。(指定規則第5条第4号) 	_			資格証等
	②学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。(指導要領第5-1(9))	適	• 否	・該当な	(原本確認
(2)	専任教員は以下のいずれかの要件に該当する者であるか。(指導要領第5-1(4))	適	· 否	・該当な	_
	〇保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第4の専門分野の教育内容のうちの1つの業務に3年以上従事	適	• 否	・該当な	_
	した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法				
	に関する科目のうちから、合計4単位以上を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を				
	履修したものであるか。				
	○以下のいずれの要件も満たす者。	適	· 否	・該当な	
	ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者。				
	イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有する				
	と認められる者。				
(3)	同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。(指導要領第5-1(6))	適		・該当な!	
(4)		適		・該当な!	
	また、以下のいずれかに該当しているか。(指導要領第5-1(11))		- 		
	①専任教員の経験を3年以上有する者				
	②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者				
	③旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者				
	④上記①~③と同等以上の学識経験を有すると認められる者				
(E)	一の車任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。(指導要領第5-1(11))	淬		:■□数业≠~	
(5)				・該当な(
(6)	専任教員は専門分野ごとに配置されているか。(指導要領第5-1(7))			・該当な	
(7)	専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。	適	・台	・該当な	
	(指導要領第5−1(10)) 				
(8)	専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽しているか。	適	• 否	・該当な(
	(指導要領第5−1(12)) 				
(9)	専任教員の採用に当たっては、看護師等の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。	適	• 否	・該当な	-
	(指導要領第5-1(5)) 	1			
(10)	養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。	適	• 否	・該当な	-
	(指導要領第5−2(1))				
(11)	養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。	適	• 否	・該当な	_
	(指導要領第5−2(2))				
(12)	専任教員としての要件を満たし、かつ臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」	適	• 否	・該当な	
	という。)が定められているか。(指導要領第5-3(1)(2))				
(13)	実習指導教員(実習施設で学生の指導に当たる看護職員)は施設数を踏まえ適当数確保しているか。	適	• 否	・該当な	
_			•	-	1

(15)	各科	目を教授する教員は、当該	科目につ	いて相当の学識経験を有しているか。(指導要領第5-5(1))	適・否・該当なし	
				分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について担当の 5.55.55.25(2))	適・否・該当なし	
		:識経験を有する者であるか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(10)	•			分野等を十分に考慮して選任しているか。(指導要領第5-5(2)) 	適・否・該当なし	
(16)				者が定められているか。(指導要領第5-1(13)) ·受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。(指導要領第5−1(13))	適・否・該当なし 適・否・該当なし	
教育に			1 /4 · 又 1反?	スパンククののトチールウスヘメffをかけ、たいでは、では、では、では、10/10/0/ft・では、10/10/ft・では、10/10/0/ft・では、10/10/0/ft・では、10/10/0/ft・では、10/10/ft・では、10/10/0/ft・では、10/10/ft・で	№ □ □ ・ 該ヨなし	
【准看護						
		······-	内容を含ん		適・否・該当なし	
		教育内容	時間数	留意点		
	基	論理的思考の基盤	;	5 コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容 とする。		
	礎 分			情報通信技術 (ICT)の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。		
	野	人間と生活・社会	:	*** **** *** *** *** *** **** **** *** *** **		
		XIIICIA IIA	•	能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持につ		
				いて学び、人間を生活者として理解するための内容とする。		
		小計	<u> </u>	0		
		人体の仕組みと働き	10	5 人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。		
	門基	栄養		こうる。 5 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄		
	礎	末食 薬理 疾病の成り立ち	-	0 養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を		
	野		1	5 学ぶ内容とする。		
		保健医療福祉の仕組み		准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の 5 仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内		
		看護と法律	J	容とする。 		
		小 計基礎看護	3!			
	専	基 從	36	5 看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの名様な場合などもませなが、実際はの表帯につ		
	門分			などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。		
	野			また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられる よう教授方法を工夫する。		
		看護概論	•	0 患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。		
		基礎看護技術	24	5 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。		
				根拠を理解した上で、自立/自律して対象の状態に応じた看護 技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。		
		臨床看護概論	-	0 患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録 できる能力を養う内容とする。		
		成人看護 老年看護	} 2	0 各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。		
		之平有護 母子看護 精神看護				
		有神有護 小 計	7:			
		臨地実習 基礎看護		5 看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診 0 療の補助を体験する内容とする。		
		成人看護 老年看護)	自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について 考え実践する姿勢を養う内容とする。		
		母子看護 精神看護		0 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行 0 う視点を養う内容とする。		
		in Hot.	,	在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。		
		.1. =1				
		小 計 総 計	1, 89			
(0)			· ·		ニュー ニュー・カー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー	. 註 羊 43
(2)		課程の編成に当たっては、 か。(指導要領第6-2(4))	基礎分野	70時間以上、専門基礎分野350時間以上、専門分野1470時間以上の講義、実習等を行って	適・否・該当なし	•講義録 •出席簿
			める時間		適・否・該当なし	・出勤簿
(3)				ようシスペスである。 	適・否・該当なし	
. *				Nるか。(指導要領第6-1(1)) 学内で実施している演習や技術		•年間教育計
(4)	臨地	実習を、実践活動の場にお	いて行う	実習のみとしているか。(指導要領第6-4(5))	7 = 7 7 101	
(5)	臨地	実習で実践活動の場以外で	で行う学習	は、その学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明記して	適・否・該当なし	•科目認定
	いるフ	か。(指導要領第6-4(5))				関係書類

(7)	臨地実習は原則として昼間行っているか。(指導要領第6-4(6))	適・否・該当なし					
(8)		適・否・該当なし					
	しているか。(指導要領第6-4(7)) 						
実習に	:関する事項 						
(1)	承認を受けていない実習施設を利用していないか。(施行令第13条第1項)	適・否・該当なし	•実習要				
	①基礎看護及び成人看護実習においては学生一人につき、一か所以上の病院を確保しているか。(指導要領第8-6-(1))	適・否・該当なし	•実習指				
	②実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護 老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。(指導要領第8-6-(1))	適・否・該当なし	·実習施 ·実習施				
(2)	実習施設(基礎看護、成人看護の実習を行う施設)は、以下の要件を満たしているか。(指導要領第8-6-(2))	適・否・該当なし					
		適・否・該当なし					
		適・否・該当なし					
	(イ)看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。	適・否・該当なし					
		適・否・該当なし					
	イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準や、看護を提供する場合に必要な看護行為別 の看護手順が作成され、常時活用され評価され見直されていること。	適・否・該当なし					
	ウ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。	適・否・該当なし					
		適・否・該当なし					
	(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。	適・否・該当なし					
	(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。	適・否・該当なし					
	エ 実習指導者が2人以上配置されていること。ただし、病院以外での実習にあたっては、学生の指導を担当できる	適・否・該当なし					
	適当な看護師を実習指導者とみなすことができる。	1 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
(3)	実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。(指導要領第8-2-(3))	適・否・該当なし					
(4)	教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定しているか。(指導要領第8-2-(1))	適・否・該当なし					
(5)	実習施設には、学生の更衣室及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員、又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられているか。(指導要領第8-2-(5))	適・否・該当なし					
(6)	実習施設には、実習に必要な看護用具が整備されているか。(指導要領第8-2-(4))	適・否・該当なし					
(7)	実習の質の担保から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において調整を図り、専任教員、実習指導教員又は 実習指導者による適切な実習指導体制を確保し、多数の養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整を行っているか。(指 導要領第8-2-(3))	適・否・該当なし					
(8)	看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の3割以内で定めているか。(指導要領第8-6-(4))	適・否・該当なし					
(9)	実習指導者は担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修(実習指導者講習会)を受けた者であるか。(指導要領第8-1)	適・否・該当なし					
変更承	・ は認及び届出その他に関する事項						
	変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。	適・否・該当なし	・過去の 類				
	(施行令第13条、指定規則第8条)		7.5				
	 〇変更にあたり事前に承認が必要な事項	適・否・該当なし					
	·課程						
	・修業年限の変更						
	・教育課程の変更						
	・入学(入所)定員の変更 校舎の用途及び面積を変更していた	L たが未申請であったし	J				
	・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更 ・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更 提出された図面に記載されている教室の名称が実際と異						
	・実習施設の変更	.C ₀					
		適・否・該当なし					
	・設置者の氏名および住所						
	·名称						
	·位置						
	・学則(上記承認が必要な事項を除く)						
		担党が知りませ	U				
その他	- Parameter of the Parameter of Parameter	規定が細則にあった					
その他 (1)	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) 学則に記載されてし						
-	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) 学則に記載されてU 実施もされていなし						
-	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) 学則に記載されていない		□ ' ≠ ∈				
-	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) ① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。(指導要領第9-1) ② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1)	い等がないよう					
その他 (1)	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) ① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。(指導要領第9-1) ② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1) ③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。(指導要領第9-2) 【保管が必要な書類(一例) ・各会議録・学生指導記録・出席簿・授業実施記録・	・等がないよう	▶職員名				
-	管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号) ① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。(指導要領第9-1) ② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1) ③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。(指導要領第9-2) 【保管が必要な書類(一例)	い等がないよう出勤簿 等々	·職員名 ·出勤簿				

(3) 教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。(指導要領第9-5)	適・否・該当なし
〇評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成15年)」を	適・否・該当なし
参照しているか。(指導要領第9-5)	
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)	
※記載要領	
①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。	
②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。	
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。	
実施日: 年 月 日	
設置者氏名:	
記載者氏名:	